

令和7・8年度

出雲市建設工事等入札参加資格審査

申請の手引【個別編】

令和7・8年度 追加審査用

出 雲 市

《お問い合わせ》

〒693-8530 出雲市今市町70

出雲市 財政部 管財契約課

TEL 21-6640

TEL 21-6534

目 次

はじめに	• • • • •	P 3
1. 受付期間	• • • • •	P 3
2. 申請方法	• • • • •	P 3
3. 入札参加資格審査を申請できる者の要件	• • • • •	P 4
4. 入札参加資格審査を行う工事種別	• • • • •	P 4
5. 入札参加資格審査を行う業務種別	• • • • •	P 4
6. 申請にあたっての留意事項	• • • • •	P 4
7. 添付書類の提出について	• • • • •	P 6
8. 審査結果について	• • • • •	P 6
9. 資格の有効期間について	• • • • •	P 6
10. 問い合わせ先	• • • • •	P 6
11. 工事種別表（別表 1-1, 1-2, 1-3）	• • • • •	P 7
12. 提出書類一覧（出雲市の個別審査に必要な個別添付書類）	• • • • •	P 9
(1) 個別添付書類送付票（出雲市）	• • • • •	P 10
(2) 申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写し）	• • • • •	P 10
(3) 経営事項審査結果通知書（写し）	• • • • •	P 10
(4) 営業所一覧表	• • • • •	P 10
(5) 工事経歴書	• • • • •	P 10
(6) 技術職員名簿	• • • • •	P 10
(7) 委任状	• • • • •	P 10
(8) 建築工事付随工種の希望順位表（様式第 2-2 号）	• • • • •	P 11
(9) 建設工事施工実績証明書（様式第 3 号）	• • • • •	P 11
(10) 建設業許可証明書（様式第 4 号）、または建設業許可通知書（写し）	• • • •	P 11
(11) 技術職員名簿（準市内業者用）（様式第 5 号）	• • • • •	P 11
(12) 分担金、負担金等に関する誓約書（様式第 7 号）	• • • • •	P 11
(13) 誓約書（様式第 8 号）	• • • • •	P 11
(14) 業態調書（様式第 9 号）	• • • • •	P 11
(15) 市税情報確認同意書（様式第 10 号）、または、市税の滞納のない証明書	• • •	P 12
(16) 社会保険料納入証明書（法人）または、国民年金保険料納付確認書（個人）	• • •	P 12
(17) 国民健康保険料情報確認同意書（様式第 11 号）	• • • • •	P 12
(18) 法人市民税の確定申告書[第 20 号様式]の写し	• • • • •	P 12
(19) 下水道への接続について（様式第 17 号）	• • • • •	P 13
(20) 個人住民税特別徴収にかかる確認書（様式第 18 号）	• • • • •	P 13
(21) 合併処理浄化槽工事の施工実績（様式第 6-1 号）	• • • • •	P 14

(22) 区画線工事の施工実績（様式第 6-2 号）	P 1 4
(23) 法面工事の施工実績（様式第 6-3 号）	P 1 4
(24) アスファルト舗装工事の施工実績（様式第 6-4 号）	P 1 4
(25) 漁港漁場整備工事の施工実績（様式第 6-5 号）	P 1 4
(26) 下水道用マンホールポンプ設置工事の施工実績（様式第 6-6 号）	P 1 5
(27) 下水道管渠更生工事の確認書類（様式第 6-7 号）	P 1 5
(28) マンホール更生工事の確認書類（様式第 6-8 号）	P 1 5
(29) マンホール蓋取替工事の確認書類（様式第 6-9 号）	P 1 6
(30) 水道施設機械器具設置工事（浄水施設関係）の施工実績（様式第 6-10 号）	P 1 6
(31) 下水道管路施設調査（テレビカメラ調査）業務の確認資料	P 1 6
(32) C P D S 取得数確認資料	P 1 7
(33) C P D 取得数確認資料（様式第 15-1 号、15-2 号、15-3 号）	P 1 7
(34) しまね・ハツ・建設ブランド登録確認資料	P 1 8
(35) 障がい者雇用状況調書（様式第 13 号）	P 1 8
(36) 労働安全対策	P 1 8
	P 1 9
(37) 建設労働者の福利向上	P 1 9
(38) こっころカンパニー認定証、プレミアムこっころカンパニー表彰状の写し	P 2 0
(39) しまね女性の活躍応援企業登録証の写し	P 2 0
(40) 雇用者関係調書（様式第 16 号）	P 2 0
(41) 除雪業務（凍結防止剤散布含む）契約実績確認資料	P 2 0
(42) 災害時地域貢献申告書（様式第 14-1 号、14-2 号）	P 2 1
(43) 消防団協力事業所確認資料	P 2 2
(44) 学校支援活動実績確認資料	P 2 2
(45) 更生保護協力雇用主確認資料	P 2 2

【別添】監理技術者または主任技術者となり得る国家資格等（1/3、2/3、3/3）

【別紙】出雲市の入札参加資格に必要な市税等滞納のない証明書の申請手続きについて（説明）

【別紙】同一入札への参加が制限される場合【業態調書（様式第 9 号）関係】

はじめに

この手引は、島根県と県内16市町が共同開発、共同運営を行う「島根県電子調達共同利用システム」の「資格申請システム」での申請受付を前提に、令和7・8年度建設工事入札参加資格申請において、出雲市への申請に必要な資格・申請できる工事の種別・個別審査に必要な添付書類等について記述しています。

また、この手引のほか、次の①～④の書類も熟読のうえ申請を行ってください。

①島根県電子調達システム（資格申請システム）操作マニュアル（追加申請：工事）

（以下、「操作マニュアル（追加申請：工事）」という。）

②島根県電子調達システム（資格申請システム）による建設工事

入札参加資格申請の手引き（共通編）【令和7・8年度定期申請用】

（以下、「手引き（共通編：工事）」という。）

③島根県電子調達システム（資格申請システム）による建設工事

入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）【令和7・8年度定期申請用】

（以下、「手引き（操作マニュアル編：工事）」という。）

④島根県電子調達システム（資格申請システム）による建設工事

入札参加資格申請の手引き（個別情報画面編）【令和7・8年度定期申請用】

（以下、「手引き（個別情報画面編：工事）」という。）

1. 受付期間

令和8年（2026）1月5日（月）から令和8年（2026）1月30日（金）まで

- ・土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。
- ・島根県電子調達システム（資格申請システム）の稼働時間は、上記期間内の8時00分から23時00分までです。

・令和8年1月30日の23時00分までに入力を完了しなかった申請は、無効となります。

- ・添付書類の提出期限について

郵便または信書便による場合は、令和8年1月30日の消印があるものを有効とします。

郵便または信書便以外の場合（宅配便、持参）は、令和8年1月30日の17時15分までに出雲市役所に到着したものを有効とします。

2. 申請方法

①及び②の申請手続が必要です。

受付期間中に必ず両方の申請手続を完了させてください。

①「島根県電子調達共同利用システム（資格申請システム）」による電子申請

- ・システムの申請内容、使用方法は、この手引及び「操作マニュアル（追加申請：工事）」、「手引き（共通編：工事）」、「手引き（操作マニュアル編：工事）」、「手引き（個別情報画面編：工事）」により確認してください。
- ・申請時点において、出雲市への電子入札の登録（電子入札利用者登録）をされていない場合も、申請することができます。

②添付書類を郵送等で提出

- ・提出する添付書類は、この手引及び「手引き（共通編：工事）」により確認してください。

3. 入札参加資格審査を申請できる者の要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者であり、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。また申請時において、申請する業種の施工実績があること。
- (3) 工事の施工にあたって、主任技術者等の配置ができ、十分な施工体制がとれること。
- (4) 市税等(出雲市税、出雲市の分担金、負担金、使用料及び手数料等)、消費税及び地方消費税ならびに社会保険料について、滞納がないこと。
- (5) 出雲市に納税義務のある従業員がいる場合は、個人住民税(市・県民税)の特別徴収を実施していること。(ただし、個人住民税の特別徴収の対象でない業者は除く。)
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

※別表1-3(9ページ)のうち「草刈業務」「下水道管路施設調査(テレビカメラ調査)業務」については、上記(2)、(3)の要件は要しません。

※今回の申請で、有資格者として登録された場合であっても、入札参加資格の有効期間中において、上記のいずれかの要件を満たさなくなった時点で、入札に参加することができなくなります。

4. 入札参加資格審査を行う工事種別

別表1-1、1-2のとおり。(6~8ページ)

資格審査を希望できる工事種別は、該当する工種についての建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある工種のみです。

支店等に契約締結についての権限を委任する際には、委任先において希望する工種の建設業許可が必要です。

希望する工事種別は、資格申請システムの「個別情報画面」より入力してください。入力の際には「操作マニュアル(追加申請:工事)」及び「手引き(操作マニュアル編:工事)」、「手引き(個別情報画面編:工事)」を確認のうえ、入力誤りがないように行ってください。

5. 入札参加資格審査を行う業務種別

別表1-3のとおり。(9ページ)

「選挙ポスター掲示場作製・撤去業務」「草刈業務」「樹木剪定業務」「下水道管路施設調査(テレビカメラ調査)業務」については、建設工事に関連する業務とし、「建設工事」の「その他業務委託」として受け付けます。

6. 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請者は法人(個人)単位です。同一工種について重複しての申請はできません。本店、支店、営業所等の間で事前に調整を行い、二重申請とならないように注意してください。
- (2) 出雲市及び出雲市上下水道局が発注する競争入札に付する建設工事、建設工事関連業務の入札方法については、基本的に全ての案件を電子入札としています。(随意契約は除く。)
今回の入札参加申請時点において、出雲市への電子入札の登録(利用者登録)をしていない業者も、入札参加申請はできます。ただし、利用者登録をしていない場合、個々の入札案件において、入札参加はできません。また、指名競争入札にあっては指名を行いません。
(指名通知後に利用者登録が完了した場合であっても追加指名は行いません。)

- (3) 建設業法に基づく建設工事について（別表 1-1）
- ① 建設業許可及び経営事項審査の受審のない業種について希望することはできません。
 - ② 建設業許可を有し、経営事項審査を受審していても、完成工事高が無い業種については、希望することはできません。
なお、経営事項審査の審査基準日以降に施工実績がある場合は、「建設工事施工実績証明書（様式第 3 号）」を添付することで、資格審査を申請できます。
 - ③ 経営事項審査については、令和 8 年 1 月 1 日時点での効的な経営事項審査の結果通知を受けていることが必要です。
 - ④ 入札及び契約権限を営業所または支店に委任する場合、その営業所または支店に、当該業種について建設業法第 7 条第 1 項第 2 号または第 15 条第 1 項第 2 号に規定する専任技術者が配置されていないと希望することはできません。
- (4) 市が定める特定の専門工事について（別表 1-2）
- ① 種目ごとの申請条件は、別表 1-2 を参照してください。（7～8 ページ）
 - ② 各工事種別で申請条件としている建設業許可を有し、最新の経営事項審査において当該許可業種に対応した完成工事高があることが必要です。
- (5) その他業務委託について（別表 1-3）
- ① 建設関連の業務であることから、「測量・建設コンサルタント業務等」ではなく「建設工事」として受け付けます。
 - ② 市内業者（出雲市内に本社がある業者）のみ申請できます。
 - ③ 種目ごとの申請条件は、別表 1-3 を参照してください。（9 ページ）
 - ④ 「草刈業務」、「下水道管路施設調査（テレビカメラ調査）業務」の申請については、建設業許可、経営事項審査の受審・完成工事高、主任技術者等の配置は不要です。
- (6) 「資格申請システム」の入力文字
- 外字（JIS 第一および第二水準の範囲外）の入力はできません。「出雲市建設工事等有資格者名簿」の記載を外字で希望される場合は、「資格申請システム」の「業者基本情報」、「その他の備考」欄へ、外字使用についてご記入ください。
(詳しくは、「手引き（操作マニュアル編：工事）」を参照してください。)
- (7) やむを得ない事情により、「資格申請システム」での申請が困難な場合で、かつ、出雲市にのみ登録を希望する場合は、紙での申請を認める場合があります。
- (8) 軽微な工事のみの施工を希望する業者は、「出雲市小規模修繕工事等希望者登録制度」による登録もできますが、本申請との重複登録はできません。
- (9) 建設工事と測量・建設コンサルタント業務の両方を申請する業者で、出雲市へ原本提出が必要な書類がある場合は、建設工事の申請に原本を添付し、測量・建設コンサルタント業務の申請には、書類のコピーを添付することもできます。その場合は、建設工事の申請に原本を提出していることをコピーに書き添えてください。
- (10) 希望する工事種別は、次回定期申請時（令和 8 年 11 月頃受付予定）まで追加・変更することはできませんので、ご了承ください。

7. 添付書類の提出について

添付書類には、共通添付書類と個別添付書類があります。

「資格申請システム」からそれぞれの書類送付票と提出先が印刷されますので、書類内容と送付先をご確認のうえ、提出してください。なお、共通添付書類と個別添付書類の送付先が出雲市である場合は、同一の封筒で送付してかまいません。

共通添付書類として紙により提出するもの、添付ファイルアップロード画面からデータにより提出する書類の種別については、「手引き（共通編：工事）」に記載していますので、ご確認のうえ提出してください。

※提出書類は、A4サイズとし、提出書類一覧表の番号順に、紐綴じで提出してください。

フラットファイルでも結構です。

送付する封筒に「出雲市入札参加資格申請書類（建設工事）在中」と明記してください。

※出雲市へ送付した書類の到達を確認するために、受付印が必要な場合は「受付票（様式は自由）」のはがき、または「受付票」と返信用の封筒（切手貼付）を同封してください。

8. 審査結果について

(1) 入札参加資格申請については、システムの登録内容と添付書類により審査を行います。

審査結果はシステムにより3月下旬に「認定完了メール」を送信しますので、メール及びシステムで審査結果を確認してください。（書面による入札参加資格結果通知書は送付しません。）

(2) 認定しない場合は、別途通知します。

9. 資格の有効期間について

令和8年（2026）4月1日から令和9年（2027）3月31日まで（1年間）

※資格有効期間中に申請時点の登録内容から変更が生じた場合は、その都度、速やかにシステム変更申請及び変更届の提出を行ってください。（詳細については、出雲市ホームページをご確認ください。）

10. 問い合わせ先

〒693-8530 出雲市今市町70
出雲市役所 財政部 管財契約課 入札契約係
TEL (0853) 21-6640・21-6534
FAX (0853) 21-6566

11. 工事種別表

別表 1-1

入札参加資格審査を申請できる許可工事種別	
010 土木一式	160 ガラス
020 建築一式	170 塗装
030 大工	180 防水
040 左官	190 内装仕上
050 とび・土工・コンクリート	200 機械器具設置
060 石	210 熱絶縁
070 屋根	220 電気通信
080 電気	230 造園
090 管	240 さく井
100 タイル・れんが・ブロック	250 建具
110 鋼構造物	260 水道施設
120 鉄筋	270 消防施設
130 舗装	280 清掃施設
140 しゅんせつ	290 解体
150 板金	

※管工事のうち下水道または農業若しくは漁業集落排水への接続工事については、「出雲市下水道排水設備指定工事店」である者を指名しますので、ご注意ください。

※水道施設工事のうち管路工事については、「出雲市水道事業指定給水装置工事事業者」である者を指名しますので、ご注意ください。

別表 1-2 (市が定める特定の専門工事)

※「市が定める特定の専門工事」は、市内に主たる営業所を有する事業者（市内業者）、及び、権限委任する営業所を市内に有する事業者（準市内業者）のみ申請できます。（漁港漁場整備、水道施設機械器具設置は除く）

※申請にあたり、提出書類一覧（P9～）に記載している、施工実績書類等の提出が必要です。

市が定める特定の専門工事	
工事種別	申請条件・提出書類等
ア 合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> 「管」工事の許可業者であること。 「浄化槽法」第 21 条に規定する登録工事業者または同法第 33 条第 3 項の届出業者であること。 浄化槽設備士がいること。合併処理浄化槽の施工実績(本体工事のみ。修繕を除く。)があること。 合併処理浄化槽の施工実績(本体工事のみ。修繕を除く。)があること。 ○様式第 6-1 号「特定専門工事の施工実績等」の提出が必要です。
イ 区画線	<ul style="list-style-type: none"> 「塗装」工事の許可業者であること。 区画線工事の施工実績があること。 ○様式第 6-2 号「特定専門工事の施工実績等」の提出が必要です。

工事種別		申請条件・提出書類等
ウ	法面	<ul style="list-style-type: none"> 「とび・土工・コンクリート」工事の許可業者であること。 経営事項審査で法面処理の総合評定値が 550 点以上で、平均完成工事高が 1,000 万円以上であること。また、常時稼動可能な吹付け機を保有していること。 法面工事の施工実績があること。 <p>○様式第 6-3 号「特定専門工事の施工実績等」の提出が必要です。</p>
エ	アスファルト舗装	<ul style="list-style-type: none"> 「舗装」工事の許可業者であること。 経営事項審査で舗装の総合評定値が 600 点以上で、平均完成工事高が 2,000 万円以上(アスファルト舗装に限る)であること。また、常時稼動可能なアスファルトイニッシャーを保有していること。 アスファルト舗装工事の施工実績があること。 <p>○様式第 6-4 号「特定専門工事の施工実績等」の提出が必要です。</p>
オ	漁港漁場整備	<ul style="list-style-type: none"> 「土木一式」工事の許可業者であること。 経営事項審査で土木一式の総合評定値が 900 点以上であること。 島根県内に本店を有し、平成 26 年度以降に完成した島根県内の港湾・漁港漁場関係工事で作業船を使用した海上作業の施工実績があること。 <p>※作業船とは、台船、タグボート、潜水土船等で海上海中の作業に使用する船舶等とする。</p> <p>※海上作業とは、護岸、岸壁等の水中部の作業も含むものとする。</p> <p>○様式第 6-5 号「特定専門工事の施工実績等」の提出が必要です。</p>
カ	下水道用マンホールポンプ設置	<ul style="list-style-type: none"> 「管」工事の許可業者であること。 様式 6-6 号「特定専門工事の施工実績等」の提出が必要です。申請要件ではありませんが、格付けの参考としますので、「機械器具設置」工事許可の有無と、下水道用マンホールポンプ設置工事の施工実績の有無を記入ください。 <p>○様式第 6-6 号「特定専門工事の施工実績等」の提出が必要です。</p>
キ	下水道管渠更生	<ul style="list-style-type: none"> 「土木一式」工事の許可業者であること。 (公財)日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた工法の協会等に加入しており、かつ協会等が実施する研修・講習を受けた常時雇用の技術者を配置できること。 <p>○様式第 6-7 号「特定専門工事の施工実績等」の提出が必要です。</p>
ク	マンホール更生	<ul style="list-style-type: none"> 「土木一式」工事の許可業者であること。 (公財) 日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた工法の協会等に加入しており、かつ、協会等が実施する研修・講習を受けた常時雇用の技術者を配置できること。または、下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアルの防食基準を満たした工法の協会等に加入しており、かつ、協会等が実施する研修・講習を受けた常時雇用の技術者を配置できること。 <p>○様式第 6-8 号「特定専門工事の施工実績等」の提出が必要です。</p>
ケ	マンホール蓋取替	<ul style="list-style-type: none"> 「土木一式」工事の許可業者であること。 円形カッター工法用の円形カッターを保有していること。 <p>○様式第 6-9 号「特定専門工事の施工実績等」の提出が必要です。</p>
コ	水道施設機械器具設置	<ul style="list-style-type: none"> 「機械器具設置」工事の許可業者であること。 浄水施設における機械器具設置工事については、同様工事の施工実績を指名選定基準の一つとします。 <p>○様式第 6-10 号「特定専門工事の施工実績等」の提出が必要です。</p>

別表 1-3（その他業務委託）

※「その他業務委託」は、市内業者（出雲市内に本社がある業者）のみ申請できます。

その他業務委託		
業務種別		申請条件
ア	選挙ポスター掲示場作製・撤去業務	・「建築一式」工事の許可業者であり、最新の経営事項審査において「建築一式」工事の実績を有していること。
イ	草刈業務	・草刈業務を希望する者。 <u>建設業許可は要しない</u>
ウ	樹木剪定業務	・「造園」工事の許可業者であり、最新の経営事項審査において「造園」工事の実績を有していること。
エ	下水管路施設調査 (テレビカメラ調査) 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・下水管路施設調査(テレビカメラ調査)業務を希望する者。 <u>建設業許可は要しない</u> ・登録に必要な要件として、下記①～③をすべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物(汚泥)収集運搬許可業者 ②酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を雇用している事業者 ③下水管路管理専門技士(公益社団法人日本下水管路管理業協会)の「清掃」「調査」「修繕・改築」の3部門の資格を有している者を雇用している事業者または下水管路管理技術認定(地方共同法人日本下水道事業団)の資格を有した者を雇用している事業者

12. 提出書類一覧（出雲市の個別審査に必要な個別添付書類）

- ① 提出書類の基準日は、特記のない限り、令和8年1月5日とします。
- ② 特記のない限り、原本を提出してください。
- ③ 添付書類の提出部数は1部です。
- ④ 様式に日付の記入欄があるものは（誓約書、同意書等）、提出日を記入してください。
- ⑤ 下表の用語、記号

市内=市内に主たる営業所を有する業者（市内業者）及び権限委任する営業所を市内に有する業者（準市内業者）

市外=市外に主たる営業所及び権限委任する営業所を有する業者（市外業者）

新規=新規に入札参加資格を申請する場合

変更=既に入札参加資格のある者が、現在の工種に追加して、別の工種の入札参加資格を申請する場合、または、現在の等級の変更を申請する場合

開設=市外業者として登録されている者が、出雲市内に契約権限を委任する営業所を開設した場合

記号 ○=必ず提出、△=必要に応じて提出、—=提出不要

＜表1＞全ての申請業者が対象となる書類

No.	新規		変更		開設	書類名称	備 考
	市内	市外	市内	市外			
1	○	○	○	○	○	個別添付書類送付票 (出雲市)	★全ての業者が提出してください。 ・資格申請システムから出力されます。 添付した書類にチェックを入れてください。
2	○	○	○	○	○	申請者側の入力内容確認画面 を印刷したもの（写し）	★全ての業者が提出してください。 ・資格申請システムから出力されます。 ・申請内容照会を印刷したものでも可とします。
3	○	○	○	○	○	経営事項審査結果 通知書（写し）	★全ての業者が提出してください。 ・審査基準日が令和6年6月30日以降で、 最新のものを提出してください。総合 評定値は、令和8年1月1日時点で有 効な数値を採用します。 ・経営事項審査結果通知書への平均完成 工事高の記載はないが、審査基準日以 降に実績のある工種を希望される場合 は、建設工事施工実績証明書（様式第3 号）を提出してください。
4	○	○	—	—	○	営業所一覧表	★全ての業者が提出してください。 ・資格申請システムにデータファイルを 添付した営業所一覧表を印刷して提出 してください。
5	△	△	△	△	—	工事経歴書	★資格申請システムにデータファイルを 添付できない業者は提出してください。
6	△	△	△	△	△	技術職員名簿	・様式は、直前の経営事項審査用に作成 したもので可とします。申請時までに 変更があれば朱書きで追加、訂正して ください。
7	△	△	—	—	○	委任状（任意様式） ※参考様式を出雲市ホームページに掲載	★入札及び契約権限を営業所等へ委任す る場合は提出が必要です。 ・参考様式を用いない場合は、委任内容 として以下の4項目を必ず記載してく ださい。（権限の一部だけを委任するこ とはできません。） 【記載が必要な委任項目】 ①入札及び見積りに関する事項 ②契約締結並びに代金の請求及び受領に 関する事項 ③復代理人の選任に関する事項 ④共同企業体の結成及び解散に関する事 項

No.	新規		変更		開設	書類名称	備 考
	市内	市外	市内	市外			
8	△	—	△	—	△	【様式第2-2号】建築工事付随工種の希望順位表	<p>★市内業者、準市内業者で、建築一式工事、電気工事、管工事、合併処理浄化槽工事のうち2つ以上の工種を希望する場合は提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築工事に付隨した電気工事、管工事、合併処理浄化槽工事を発注する際は、重複指名は行わず、「希望順位表」に記載された希望順位の高い工種を優先して指名対象とします。指名希望順位を「1」から順に記入してください。
9	△	△	△	△	—	【様式第3号】建設工事施工実績証明書	<p>★経営事項審査結果通知書に平均完成工事高の記載はない工種について、審査基準日以降の実績（完了したものに限る）を基に希望する場合は提出が必要です。</p>
10	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 【様式第4号】建設業許可証明書(写し可) 建設業許可通知書(写し) 建設業者・宅建業者等企業情報システムの必要ページを印刷したもの 	<p>★全ての業者が提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記のいずれかの書類を提出してください。 建設業許可証明書（様式第4号）は、申請日前3か月以内に証明を受けたものとします。 様式第4号は島根県知事許可の様式です。国土交通大臣許可、他都道府県知事許可の証明は、各整備局や各都道府県にお問い合わせください。
11	△	—	△	—	○	【様式第5号】技術職員名簿(準市内業者用)	<p>★準市内業者は提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「当該営業所の工種ごと人数」欄の注意事項は、様式に記載されていますのでご確認ください。 詳細はP13をご覧ください。
12	○	—	—	—	○	【様式第7号】分担金、負担金等に関する誓約書	★市内業者、準市内業者は提出が必要です。
13	○	—	—	—	○	【様式第8号】誓約書	★市内業者、準市内業者は提出が必要です。
14	○	△	—	—	○	【様式第9号】業態調書 ※別紙「同一入札への参加が制限される場合」を確認してください。	<p>★市内業者、準市内業者は、該当の有無に関わらず提出が必要です。</p> <p>市外業者は、該当する場合にのみ提出してください。</p>

No.	新規		変更		開設	書類名称	備考
	市内	市外	市内	市外			
15	○	△	—	—	○	【様式第10号】 市税情報確認同意書 または 市税の滞納のない証明書（原本） ※ <u>いずれか一方</u> の提出	★出雲市に納稅義務がある場合は提出が必要です。（市内に委任のない営業所がある場合、個人市民税を特別徴収している場合を含む） ・「滞納のない証明書」で提出する場合は、申請日前3か月以内に発行を受けたものとします。 ※別紙「出雲市の入札参加資格に必要な市税等滞納のない証明書の申請手続について」を確認してください。
16	○	○	—	—	○	【法人】 社会保険料納入証明書 (または社会保険料納付確認(申請)書) 【個人】 国民年金保険料納付確認(申請)書 (いずれも原本または写し)	★全ての業者が提出してください。 ・証明年月日は資格申請日前3か月以内のものを提出してください。 ・証明の対象期間は直近2年間です。加入期間が2年未満の場合は加入以降の期間とします。 ・納付の猶予を受けている場合、猶予期間以外の未納が無いことが分かるようしてください。 ・社会保険料納付確認(申請)書の「申請事由」に他自治体の入札参加資格申請の記載があるものは不可です。 ・国民年金保険料納付確認(申請)書について、国民年金保険料の納付義務が終了している場合も、その旨の証明を受けてください。 ・別紙「出雲市の入札参加資格に必要な市税等滞納のない証明書の申請手続について（説明）」を参照してください。
17	△	—	—	—	△	【様式第11号】 国民健康保険料情報確認同意書	★個人事業主の方は、出雲市国民健康保険料の納付義務の有無にかかわらず提出が必要です。
18	△	—	—	—	○	法人市民税の確定申告書[第20号様式]の写し	★準市内業者は提出が必要です。 ・出雲市役所市民税課の受付印は不要です。 ・設立から間がなく申告時期が到来していない場合は、法人設立（開設）届出書の写しを提出。

No.	新規		変更		開設	書類名称	備考
	市内	市外	市内	市外			
19	△	—	△	—	△	【様式第17号】 下水道への接続について	★市内業者、準市内業者で、次の工種等を申請する場合は提出が必要です。 ①土木一式 ②管 ③下水道用マンホールポンプ設置 ④下水道管渠更生 ⑤マンホール更生 ⑥マンホール蓋取替 ⑦下水道管路施設調査（テレビカメラ調査）業務
20	○	○	—	—	○	【様式第18号】 個人住民税特別徴収にかかる確認書	★全ての業者が提出してください。 ・個人住民税の特別徴収の該当の有無をチェックする様式です。 ・特別徴収の対象者がいる場合は、添付資料として、市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（事業所宛）の写し、直近の領収書の写し、地方税納付サービス明細書の写し等が必要です。

(11). 技術職員名簿（準市内業者用）（様式第5号）

- 委任する市内の営業所に配置する技術職員を、抜粋して作成してください。
- 直前の経営事項審査の際に提出した技術職員を記載し、本申請時点で変更があれば、朱書きで追加、訂正してください。追加した技術者については、資格を証明する書類（写し）と直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類を添付してください。
- 監理技術者については、資格者証交付番号欄に監理技術者番号を記入してください。
- 同一人についてA表「左記以外」欄に2つ以上のコードを書く必要がある場合は、上段表の2段以上を使って「左記以外」欄に記入してください。

<「直接的かつ恒常的な雇用関係」を証明する書類>

- 所属会社の雇用証明書（押印された原本）
※雇用証明書の参考様式は、出雲市ホームページに掲載
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写し）
- 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（写し）
- 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写し）
- 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）（写し）

<表2>市が定める特定の専門工事・その他業務委託を申請する場合に必要となる書類

※市が定める特定の専門工事等を希望する場合は、該当の書類の提出が必要です。

※別表1-2の申請条件、表2の備考欄、様式の注意事項等を熟読のうえ作成してください。

※準市内業者、市外業者で委任がある場合、建設業許可については営業所の許可、施工実績及び保有機械については会社全体の実績及び保有機械とします。

No.	新規		変更		開設	書類名称	備 考
	市内	市外	市内	市外			
21	△	—	△	—	△	【様式第6-1号】 合併処理浄化槽工事の施工実績	★市外業者は申請できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法第21条に規定する登録工事業者または同法第33条第3項の届出業者である証明書の写しを添付してください。 ・浄化槽設備士の資格証明書の写し（全員分）を添付してください。 ・施工実績として認めるのは本体工事のみです。修繕工事は除きます。 ・施工実績の確認書類として、契約書の写しまたはコリングスの登録内容確認書を添付してください。31人槽以上の実績がある場合は、加えて、31人槽以上であることがわかる書類の写しを添付してください。
22	△	—	△	—	△	【様式第6-2号】 区画線工事の施工実績	★市外業者は申請できません。
23	△	—	△	—	△	【様式第6-3号】 法面工事の施工実績	★市外業者は申請できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・施工実績は、令和3年12月1日以降完成した主なものを記載してください。 ・常時稼働可能な吹付け機の保有を条件としています。写真やリース契約書の写し等、保有を確認できる書類を添付してください。
24	△	—	△	—	△	【様式第6-4号】 アスファルト舗装工事の施工実績	★市外業者は申請できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・常時稼動可能なアスファルトイニッシャーの保有を条件としています。写真やリース契約書の写し等、保有を確認できる書類を添付してください。
25	△	△	△	△	—	【様式第6-5号】 漁港漁場整備工事の施工実績	★島根県外に本店を有する業者は申請できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・施工実績確認書類として、契約書の写しまたはコリングスの登録内容確認書を添付してください。

No.	新規		変更		開設	書類名称	備考
	市内	市外	市内	市外			
26	△	—	△	—	△	【様式第6-6号】 下水道用マンホールポンプ 設置工事の施工実績	★市外業者は申請できません。 ・「機械器具設置」工事許可と施工実績 は申請要件ではありませんが、格付け の参考とするため、許可の保有、施工 の実績を記入してください。
27	△	—	△	—	△	【様式第6-7号】 下水道管渠更生工事の確認 書類	★市外業者は申請できません。 ・次の資料の添付が必要です。 ①(公財)日本下水道新技術機構の技術 審査証明を受けた工法であることが 分かる資料(加入している協会のホー ムページに掲載されている証明書等 を印刷したもの等)及び協会等への加 入が分かる資料 ②技術者が研修・講習を受けたことを証 明する資料及び技術者の常時雇用が 分かる資料
28	△	—	△	—	△	【様式第6-8号】 マンホール更生工事の確認 書類	★市外業者は申請できません。 ・申請条件に対応した、次の①②のいず れかの、資料の添付が必要です。 ①(公財)日本下水道新技術機構の技術 審査証明を受けた工法であることが 分かる資料(加入している協会のホー ムページに掲載されている証明書等 を印刷したもの等)及び協会等への加 入がわかる資料。 技術者が研修・講習を受けたことを証 明する資料及び技術者の常時雇用が わかる資料。 ②下水道コンクリート構造物の腐食抑 制技術及び防食技術マニュアルの防 食基準を満たした工法であることが 分かる資料(加入している協会のホー ムページに掲載されている証明書等 を印刷したもの等)及び協会等への加 入がわかる資料。 技術者が研修・講習を受けたことを証 明する資料及び技術者の常時雇用が わかる資料。

No.	新規		変更		開設	書類名称	備考
	市内	市外	市内	市外			
29	△	—	△	—	△	【様式第6-9号】 マンホール蓋取替工事の確認書類	<p>★市外業者は申請できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円形カッター工法に用いる、円形カッターの保有を条件としています。写真やリース契約書の写し等、保有を確認できる書類を添付してください。
30	△	△	△	△	—	【様式第6-10号】 水道施設機械器具設置工事(浄水施設関係)の施工実績	<p>★市外業者も申請できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水施設における機械器具設置工事(以下「浄水施設工事」という。)については、同様工事の施工実績を指名選定基準の一つとしますので、浄水施設工事の施工実績がある場合は、本様式に内容を記入のうえ、契約書の写し、または、コリンズの登録内容確認書を添付してください。 なお、浄水施設工事の施工実績がない場合は、本様式に「実績なし」と記入してください。 ・浄水施設工事以外の施工実績は、提出する必要はありません。
31	△	—	△	—	—	下水道管路施設調査 (テレビカメラ調査) 業務の確認資料	<p>★出雲市内に本社がある業者のみ申請できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請条件として次の①～③をすべて満たす必要があります、確認資料の添付が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物(汚泥)収集運搬許可業者 ②酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を雇用している事業者 ③下水道管路管理専門技士(公益社団法人日本下水道管路管理業協会)の「清掃」「調査」「修繕・改築」の3部門の資格を有している者を雇用している事業者または下水道管理技術認定(地方共同法人日本下水道事業団)の資格を有した者を雇用している事業者 <p>《添付書類 ※すべて必要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物(汚泥)収集運搬業務の許可証の写し ②酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格証の写し ③下水道管路管理専門技士、または、下水道管理技術認定の資格証の写し

●<表3>発注者別評価点（対象工種：土木一式、建築一式、水道施設）に関する書類

【市内業者、準市内業者が対象となります】

※入札参加資格登録後に格付する際の発注者別評価点の設定に必要な書類です。

発注者別評価点は出雲市ホームページの「発注者別評価点について」をご覧ください。

※準市内業者の実績や雇用状況等については、会社全体のものとします。

(32. CPDS取得数については営業所のみ)

No.	新規		変更		開設	書類名称	備考
	市内	市外	市内	市外			
32	△	—	△	—	△	CPDS取得数確認資料	<p>★土木一式工事または水道施設工事の希望者で、該当者のみ提出してください。</p> <p>○「令和元年11月1日～令和6年10月31日」における会社全体（準市内業者は営業所）でのユニット数のトータルを確認するため、(一社)全国土木施工管理技士会連合会が発行する学習履歴証明書（ユニット数の証明書。写しでも可。）を提出してください。（5年間で100ユニット以上が加点の対象であり、それ未満は提出不要）</p>
33	△	—	△	—	△	<p>【様式第15-1号】 【様式第15-2号】 【様式第15-3号】</p> <p>CPD取得数確認資料</p>	<p>★建築一式工事の希望者で、該当者のみ提出してください。</p> <p>○会社全体での「研修による能力開発」の取得単位数の合計を確認するため、様式第15-1号により、(一社)島根県建築士会に証明を依頼し、(一社)島根県建築士会で証明されたものを様式第15-2号に集計し提出してください。証明願の申請者は個人でも会社でも構いません。（平成31年度～令和5年度で50単位以上が加点の対象であり、それ未満は提出不要）</p> <p>○建築施工管理CPDの取得単位数の合計を確認するため、様式15-3号またはCPDシステムにより（一財）建設業振興基金に証明を依頼し、（一財）建設業振興基金で証明されたもの（基金の様式6a）を提出してください。（平成31年度～令和5年度で20単位以上が加点の対象であり、それ未満は提出不要）</p> <p>○各登録者の雇用関係が確認できる書類を提出してください。</p>

No.	新規		変更		開設	書類名称	備考
	市内	市外	市内	市外			
34	△	—	△	—	△	しまね・ハツ・建設ブランド登録確認資料	<p>★土木一式工事の希望者で、該当者のみ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県土木部技術管理課より発行された登録通知の写しを提出してください。
35	△	—	△	—	△	【様式第13号】 障がい者雇用状況調書	<p>★土木一式工事、建築一式工事または水道施設工事の希望者で「令和6年4月1日以降の法定雇用率により申請日時点の従業員数で障がい者の雇用義務のある事業者となる」、または「障がい者の雇用義務がないが、申請日時点で障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号) 第2条に定める障害者を雇用している事業者である」場合は提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者を雇用している場合、添付資料が必要です。(詳細は様式を確認してください。) 様式に添付している参考資料をよく確認し、申請日時点の状況を記入してください。 準市内業者の場合は、会社全体での該当者について記入してください。
36	△	—	△	—	△	<ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会加盟証明書 【様式第12号】 労働安全講習受講実績報告書 	<p>★土木一式工事または建築一式工事の希望者で、該当者のみ提出してください。</p> <p>①建設業労働災害防止協会加盟証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会島根県支部が発行する同協会への加盟を証明する証明書(申請日前3か月以内)の写しを提出してください。 </p> <p>②労働安全講習受講実績報告書(様式第12号) <ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会島根県支部が実施した「安全衛生教育研修」の中で、下記の指定講習のうち、「令和3年12月1日～令和6年10月31日」に受講した実績を様式第12号に記載して提出してください。併せて受講した研修の修了証の写しを添付してください。 </p>

(続く)

No.	新規		変更		開設	書類名称	備考
	市内	市外	市内	市外			
36	△	—	△	—	△	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業労働災害防止協会加盟証明書 ・【様式第12号】労働安全講習受講実績報告書 	<p>(続き)</p> <p>準市内業者の場合、会社全体の該当者について記入してください。</p> <p>[指定講習]</p> <p>(1)職長・安全衛生責任者教育 (2)職長のためのリスクアセスメント教育 (3)新・総合工事業者のためのリスクアセスメント研修 (4)車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育（定期） (5)建設業等における管理者のための熱中症予防教育 (6)足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期） (7)現場管理者統括管理講習 (8)職長・安全衛生責任者能力向上教育（定期）</p> <p>・建設業労働災害防止協会島根県支部出雲分会と出雲市建設業協会が共催で実施する安全研修会を受講した場合は、様式12号に記載するほか、受講証明（写し可）を添付してください。</p> <p>※「令和3年12月1日～令和6年10月31日」に同じ方が2または3回受講した場合は2または3名分のカウントとなります。</p>
37	△	—	△	—	△	<p>建設労働者の福利向上</p> <p>①建設業退職金共済事業加入証明書 ②退職一時金制度加入証明書（加入証明書または就業規則） ③企業年金制度加入証明書（加入証明書または就業規則） ④法定外労働災害補償制度加入証明書</p>	<p>★土木一式工事、建築一式工事または水道施設工事の希望者で、次の4項目すべてに加入している場合のみ提出してください。</p> <p>①建設業退職金共済事業 ②退職一時金制度 ③企業年金制度 ④法定外労働災害補償制度</p> <p>・直前の経営事項審査に提出した下記書類の写しを提出してください。</p> <p>なお、経営事項審査以降、申請日までに加入された場合、証明書を添付してください。</p>

No.	新規		変更		開設	書類名称	備考
	市内	市外	市内	市外			
38	△	—	△	—	△	・こっころカンパニー認定証の写し ・プレミアムこっころカンパニー表彰状の写し	<p>★土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の希望者で、該当者のみ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・こっころカンパニーの認定証は、申請日時点での有効なものに限ります。・プレミアムこっころカンパニー表彰状は、過去3年間（令和3～令和5年度）に知事表彰を受けた表彰状をA4サイズに縮小コピーして提出してください。 (照会先) 島根県政策企画局女性活躍推進課 (0852-22-5629)
39	△	—	△	—	△	・しまね女性の活躍応援企業の登録証の写し	<p>★土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の希望者で、該当者のみ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・しまね女性の活躍応援企業の登録証は、申請日時点での有効なものに限ります。 (照会先) 島根県政策企画局女性活躍推進課女性活躍企画推進グループ 0852-22-5245)
40	△	—	△	—	△	【様式第16号】雇用者関係調書	<p>★土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の希望者で、該当者のみ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・詳細はP22をご覧ください。
41	△	—	△	—	△	除雪業務（凍結防止剤散布含む）契約実績確認資料	<p>★土木一式工事の希望者で、該当者のみ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年度～6年度に国、島根県または、県内市町村と除雪業務（凍結防止剤散布を含む）を契約した実績がある場合、それぞれの年度に対し1通ずつ契約書の写しを添付してください。・島根県との契約で共同受注方式である場合、市で内容確認を行いますので、提出書類は不要です。

No.	新規		変更		開設	書類名称	備考
	市内	市外	市内	市外			
42	△	一	△	一	△	【様式第14-1号】 【様式第14-2号】 災害時地域貢献申告書	<p>★土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の希望者で、該当者のみ提出してください。</p> <p>【土木一式工事または建築一式工事の希望者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第14-1号を提出してください。 ・出雲市建設業協会に加入している場合は、様式第14-1号および加入証の提出は不要です。 ・出雲市と災害協定を締結した団体で出雲市建設業協会を除く団体に加入している者は、様式第14-1号の提出は不要ですが、当該団体に加入していることを証明する書類を提出してください。 <p>(対象の団体の例) 島根県電気工事工業組合出雲支部、出雲市測量設計業協会、出雲地区生コンクリート協同組合、島根県エルピーガス協会出雲支部、日本下水管路管理業協会等</p> <p>【水道施設工事の希望者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第14-2号を使用してください。 ・出雲管工事事業協同組合に加入している場合は、様式第14-2号および加入証の提出は不要です。 <p>【共通：災害協定を締結した団体に未加入の者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和3年12月1日～令和6年10月31日」に、災害時の緊急対応（国または地方公共団体）の実績がある場合は、提出してください。 ・提出にあたっては、災害時緊急対応の実績について、発注者に証明を求めてください（様式第14-2号は証明不要）。実績が複数の団体にある場合は、出雲市を優先して（出雲市>島根県>それ以外の地方公共団体>国の順で）証明を求めてください。なお、証明依頼時には、証明のスマートな発行のため、契約書の写し、契約書が無い場合は口頭発注書または請求書等、契約状況が分かる資料を添付してください。

No.	新規		変更		開設	書類名称	備考
	市内	市外	市内	市外			
43	△	—	△	—	△	消防団協力事業所 確認資料	<p>★土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の希望者で該当者のみ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 出雲市消防本部が交付する「消防団協力事業所表示証交付証」の写しを提出してください。
44	△	—	△	—	△	<p>学校支援活動実績 確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県教育庁社会教育課が所管する学校支援企業等としての登録が確認できる書類 登録事業者としての活動を学校長が証明する書類 	<p>★土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の希望者で該当者のみ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県教育庁社会教育課が所管する学校支援企業等としての登録が確認できる書類の写しを提出してください。 「令和3年12月1日～令和6年10月31日」に「学校支援企業等」（島根県教育庁社会教育課が所管する明日のしまねを担う子どもたちの夢を育む学校教育活動を支援する企業等をいう。）の登録事業所として、職場体験等の活動した実績について、学校長が証明した書類の写しを提出してください。 <p>(照会先) 島根県教育庁社会教育課社会教育グループ (0852-22-6876)</p>
45	△	—	△	—	△	更生保護協力雇用主 確認資料	<p>★土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の希望者で該当者のみ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護観察所が交付する協力雇用主登録証明書等の写しを提出してください。

(40). 【様式第16号】雇用者関係調書

1. 若年者の雇用 (最大5名分、役員を除く正規職員)

- 「令和3年12月1日～令和6年10月31日」に、雇用時点の年齢が29才以下の若年者を正規職員として雇用（正規職員とは、雇用保険等の加入が義務となる正規な職員）し、申請日時点で引き続き雇用している者を記入してください。
- 様式第16号と併せて、加点対象者に関して添付する書類：
 - ①「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」または「雇用開始日が確認出来る書類」(写)
 - ②申請日の前月分の賃金支払台帳または源泉徴収簿 (写)

※②は、申請日時点で引き続き雇用していることを確認するために提出する書類であるため、給与月額等、不要な情報は黒塗り等を行ったもので提出してかまいません。（下記の2. 繙続雇用及び3. 新たに資格を取得した場合も同様です。）

2. 前回名簿において「若年者の雇用」で加点した者の継続雇用（最大 5 名分、役員を除く正規職員）

- ・令和 4～6 年度名簿において「若年者の雇用」で加点された者で、正規職員として継続雇用し、申請日時点において引き続き雇用している者を記入してください。
- ・様式第 16 号と併せて、加点対象者に関して添付する書類：
 - ①「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（直前 3 年度分）」
または「雇用開始日が確認出来る書類」（写）
 - ②申請日の前月分の賃金支払台帳または源泉徴収簿（写）
 - ③令和 4～6 年度名簿の申請時に提出した様式第 15 号（写）
- ・本加点は令和 4～6 年度名簿の申請で「若年者の雇用」で加点された場合にのみ該当しますので、令和 4～6 年度名簿の定期申請・追加申請において「若年者の雇用」の加点がなかった場合、また、入札参加資格申請自体を行っていない場合はこの加点には該当しません。

3. 前々回名簿において「若年者の雇用」で加点され、前回名簿において「継続雇用」で加点された者が、新たに資格を取得した場合（最大 5 名分、役員を除く正規職員）

- ・平成 31～令和 3 年度名簿において「若年者の雇用」で加点し、令和 4～6 年度名簿で「継続雇用」で加点された者について、新たに資格（建設業法に係る主任技術者になれる資格（実務経験は除く）または 1・2 級建設業経理士）を取得し、かつ正規職員として継続雇用し、申請日時点において引き続き雇用している者を記入してください。
- ・様式第 16 号と併せて、加点対象者に関して添付する書類：
 - ①「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（直前 5 年度分）」
または「雇用開始日が確認出来る書類」（写）
 - ②申請日の前月分の賃金支払台帳または源泉徴収簿（写）
 - ③平成 31～令和 3 年度名簿および令和 4～6 年度名簿の申請時に提出した様式第 15 号（写）
(2 回分)
 - ④建設業法に係る主任技術者になれる資格等（別添「監理技術者または主任技術者となり得る国家資格等」）参照及び 1・2 級建設業経理士）の合格証（写）及び資格者証（写）
 - ⑤水道法に係る給水装置工事主任技術者の免状（写）【水道施設工事のみ】

【既に資格を有している場合の取扱い】

- 対象者が就職する際、既に資格を有している場合は、次の段階の資格（例：2 級施工管理技士は 1 級施工管理技士を取得、1 級施工管理技士は他の主任技術者になり得る資格）を取得した場合に加点します。様式第 16 号に資格取得日を記載してください。
- ・本加点は平成 31～令和 3 年度名簿の申請で「若年者の雇用」で加点し、令和 4～6 年度名簿に継続雇用で加点した場合にのみ該当しますので、令和 4～6 年度名簿の定期申請・追加申請において継続雇用の加点がなかった場合、また、入札参加資格申請自体を行っていない場合はこの加点には該当しません。また、土木一式工事及び建築一式工事と水道施設工事では加点内容が異なりますので、出雲市ホームページに掲載している「発注者別評価点の概要」をご確認ください。

※雇用者関係調書の様式番号は、今回の追加申請から様式第 15 号から様式第 16 号に変更しています。

建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧

2025/10/17 施行



:特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格

:一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格

枠内の数字:資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

(※)特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る

指定建設業

資格区分		建設業の種類																										
		土木	建築	大工	左官	とび ・ 土工	石	屋根	電気	管	タイル プロ・ れんが・ ク	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設
建設業法 (技術検定)	1級建設機械施工管理技士																											
	2級建設機械施工管理技士																											
	1級土木施工管理技士					3	3	3	3			3	3	3	3				3		3	3		3	3	3	注1	
	1級土木施工管理技士補					3	3	3	3			3	3	3	3				3	3	3	3		3	3	3	3	
	2級土木施工管理技士	種別	土木			5		5				5	5	5	5				5	5	5	5		5	5	5	5	注1
			鋼構造物塗装			5	5	5	5			5	5	5	5				5	5	5	5		5	5	5	5	
			薬液注入			5		5	5			5	5	5	5				5	5	5	5		5	5	5	5	
	2級土木施工管理技士補					5	5	5	5			5	5	5	5				5	5	5	5		5	5	5	5	
	1級建築施工管理技士																		3	3	3	3		3	3	3	注1	
	1級建築施工管理技士補					3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		3	3	3	3	
建築士法 (建築士試験)	2級建築施工管理技士	種別	建築			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	注1
			躯体			5		5	5									5	5	5	5	5		5	5	5	5	注1
			仕上げ			5													5	5	5	5		5	5	5	5	
	2級建築施工管理技士補					5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	
	1級電気工事施工管理技士										3												3				3	
	1級電気工事施工管理技士補																							3				3
	2級電気工事施工管理技士																							5				5
	2級電気工事施工管理技士補																							5				5
	1級管工事施工管理技士																	3	3	3	3		3	3	3	3	3	
	1級管工事施工管理技士補																	3	3	3	3		3	3	3	3	3	
技術士法 (技術士試験)	2級管工事施工管理技士																	5	5	5	5		5	5	5	5	5	
	1級電気通信工事施工管理技士																											
	2級電気通信工事施工管理技士																											
	1級造園施工管理技士					3	3	3	3			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	1級造園施工管理技士補					3	3	3	3			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	2級造園施工管理技士					5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	2級造園施工管理技士補					5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	1級建築士																											
	2級建築士																											
	木造建築士																											
技術士法 (技術士試験)	建築設備士(注2)											1	1															
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設)「鋼構造及びコンクリート」																											注1
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理・建設「鋼構造及びコンクリート」を除く																											注1
	農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)																											
	電気電子・総合技術監理(電気電子)																											
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」)																											
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く)																											
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上下水道及び工業用水道」)																											
	上下水道「下水道」・総合技術監理(上下水道)(「下水道」)																											
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)																		3									
技術士法 (技術士試験)	森林「林業・林産」・総合技術監理(森林「林業・林産」)																											
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)																											
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)																											
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)																											
	衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理(衛生工学「建築物環境衛生管理」)																											

資格区分		建設業の種類																											
		土木	建築	大工	左官	とび コンクリート ・土工	石	屋根	電気	管	タイル ・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士																												
	第2種電気工事士										3																		
電気事業法 (電気主任技術者 国家試験等)	電気主任技術者(1種・2種・3種)										5																		
電気通信事業法 (電気通信主任技術者試験)	電気通信主任技術者																						5						
電気通信事業法 (工事担任者)	工事担任者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方)の交付を受けた者(注8)																							3					
	工事担任者(総合通信)の交付を受けた者(注8)																							3					
水道法 (給水装置工事主任技術者試験)	給水装置工事主任技術者														1														
消防法 (消防設備士試験)	甲種消防設備士																												
	乙種消防設備士																												
職業能力開発促進法 (技能検定)	1級建築大工										3																		
	2級建築大工										3																		
	1級型枠施工																												
	2級型枠施工										3																		
	1級左官																												
	2級左官										3																		
	1級とび																												
	2級とび																												3
	1級コンクリート圧送施工																												
	2級コンクリート圧送施工																												
	1級ウェルポイント施工																												
	2級ウェルポイント施工																												
	1級冷凍空気調和機器施工																												
	2級冷凍空気調和機器施工																												
	1級配管(選択科目「建築配管作業」)																												
	2級配管(選択科目「建築配管作業」)																												
	1級タイル張り																												
	2級タイル張り																												
	1級窯炉																												
	2級窯炉																												
	1級ブロック建築																												
	2級ブロック建築																												
	1級石材施工																												
	2級石材施工																												
	1級鉄工																												
	2級鉄工																												
	1級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																												
	2級及び3級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																												
	1級工場板金																												
	2級工場板金																												
	1級建築板金「ダクト板金作業」																												
	2級建築板金「ダクト板金作業」																												
	1級建築板金「ダクト板金作業」以外																												
	2級建築板金「ダクト板金作業」以外																												
	1級かわらぶき																												
	2級かわらぶき																												
	1級ガラス施工																												
	2級ガラス施工																												
	1級塗装																												
	2級塗装																												
	路面標示施工																												
	1級畝製作・内装仕上げ施工・表装																												
	2級畝製作・内装仕上げ施工・表装																												
	1級熱絶縁施工																												
	2級熱絶縁施工																												
	1級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																												
	2級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																												
	1級造園																												
	2級造園																												3
	1級防水施工																												
	2級防水施工																												
	1級さく井																												
	2級さく井																												3
	地すべり防止工事士(注3)																												
	基礎ぐい工事(注4)																												1
	1級計装士(注5)																												
	解体工事施工技士(注6)																												
その他	注12																												
	1																												

資格区分		建設業の種類																										
		土木	建築	大工	左官	とび コンクリート ・土工	石	屋根	電気	管	タイル ・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設
その他	基幹技能者(注7) 種目	登録電気工事基幹技能者							■													■						
		登録橋梁基幹技能者					■																					
		登録造園基幹技能者																						■				
		登録コンクリート圧送基幹技能者				■																						
		登録防水基幹技能者																	■			■						
		登録トンネル基幹技能者				■																						
		登録建設塗装基幹技能者															■											
		登録左官基幹技能者		■																								
		登録機械土工基幹技能者			■																							
		登録海上起重基幹技能者															■											
		登録PC基幹技能所				■																						
		登録鉄筋基幹技能者													■													
		登録圧接基幹技能者																										
		登録型枠基幹技能者	■																									
		登録配管基幹技能者									■																	
		登録窯土工基幹技能者			■																							
		登録切断穿孔基幹技能者					■																					
		登録内装仕上工事基幹技能者																				■						
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者					■	■				■														■		
		登録エクステリア基幹技能者						■				■																
		登録ALO基幹技能者																■										
		登録建築板金基幹技能者							■																			
		登録外壁仕上基幹技能者				■																■						
		登録ダクト基幹技能者									■																	
		登録保温保冷基幹技能者																										
		登録ウレタン断熱基幹技能者																	■									
		登録グラウト基幹技能者																	■									
		登録冷凍空調基幹技能者									■																	
		登録運動施設基幹技能者				■												■										
		登録基礎工基幹技能者																										
		登録タイル張り基幹技能者										■																
		登録標識・路面標示基幹技能者																										
		登録土工基幹技能者																	■									
		登録発破・破碎基幹技能者																	■									
		登録圧入基幹技能者																										
		登録送電線工事基幹技能者									■																	
		登録消火設備基幹技能者																								■		
		登録建築大工基幹技能者				■																						
		登録建築測量基幹技能者																										
		登録硝子工事基幹技能者																■										
		登録さく井基幹技能者																								■		
		登録解体基幹技能者																									■	
		登録あと施工アンカー基幹技能者						■																				
		登録計装基幹技能者								■																		
		登録土質改良基幹技能者									■																	
		登録都市トンネル基幹技能者																										
		登録潜函基幹技能者																										
		登録道路等法面保護基幹技能者																										
		登録斜面防災基幹技能者																								■		
		登録石材施工基幹技能者									■																	

【備考】

- (注1) 解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
- (注2) 建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- (注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- (注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎工事試験が該当します。
- (注5) 建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装工事技術審査が該当します。
- (注6) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。
- (注7) 建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。
- (注8) 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。
- (注9) 合格後、コンクリート工事に関し3年以上実務の経験を有する者
- (注10) 合格後、とび工事に関し3年以上実務の経験を有する者
- (注11) 合格後、土工工事に関し3年以上実務の経験を有する者
- (注12) 合格後、土工工事に関し一年以上実務の経験を有する者
- (補) 表中の主任技術者になれるものに關し、建設業法第十五条第二号の規定を満たす場合には、特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得ます。(ただし、指定建設業は除かれています)

出雲市の入札参加資格に必要な

市税等滞納のない証明書の申請手続について（説明）

出雲市管財契約課

1 出雲市税について滞納のない証明書

問合わせ先 出雲市役所 2階 市民税課 （電話 0853-21-6703）

☆出雲市内に本店、支店、営業所等の事務所がある業者の方は、その事務所に対する入札・契約に関する委任の有無に関係なく、必ず証明書の提出をお願いします。

1. 証明書交付場所

出雲市役所本庁 市民税課
出雲市役所各行政センター 市民サービス課

2. 交付申請に必要なもの（申請時に持参するもの）

(1) 証明書交付申請書

- 申請書は市役所及び各行政センターにあります。
- 出雲市ホームページからもダウンロードができます。

【注意事項】

① 法人の証明や個人の証明を代表者以外の人又は別世帯の人が申請する場合

委任状（納税証明書用委任状）が必要です。特に法人の証明は、委任状に納税義務者（本店）の代表者名の記入及び代表者印が無い場合は交付できません。

なお、法人代表者が来庁し申請される場合は、申請書に代表者印を押印することで、委任状の省略ができます。

② 納付書で出雲市税を納付後、2週間以内に証明書の交付を申請する場合

その領収書（写し不可）。また、月末口座振替された後、1週間以内に証明書の交付を申請する場合は、預貯金通帳（写し不可）をご持参ください。

※インターネットバンキングで納付された場合は2週間程度納付を確認できない場合がありますのでご注意ください。

(2) 来庁者の本人確認資料

マイナンバーカード、運転免許証等（詳しくは、市民税課でご確認ください。）

(3) 手数料

証明書1通につき300円

2. 社会保険料について未納のない証明書

問合せ先　日本年金機構出雲年金事務所（電話0853-24-0045）

1. 証明書交付場所

管轄する年金事務所

2. 交付申請に必要なもの（年金事務所へ持参するもの）

申請様式は、健康保険・厚生年金保険の適用有無によって、(1)と(2)の2種類あります。

また、証明書の申請・受取について、事業主以外の方が年金事務所の窓口にて手続をされる場合は、申請書下部の委任欄への記入が必要です。

(1) 社会保険料納入証明申請書〔健康保険・厚生年金保険の適用事業所用〕

…健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金及び延滞金の納付状況証明書です。

(2) 国民年金保険料納付確認（申請）書〔健康保険・厚生年金保険の適用対象とならない事業所用〕

…国民年金保険料の納付状況証明書です。

(3) 窓口にて手続きをする方の本人確認資料

マイナンバーカード、運転免許証等（詳しくは、各年金事務所でご確認ください。）

(4) 手数料

無料

3. 出雲年金事務所で証明を受けられる業者の方

駐車場・窓口の混雑が予想されますので、できるだけ郵送により証明を依頼してください。上記2の申請様式に必要事項を記入のうえ、110円切手を貼った返信用封筒（定形）を添えて下記宛てまでお送りください。

（送付先）〒693-0021　出雲市塩冶町1516-2

日本年金機構　出雲年金事務所　厚生年金徴収課

別紙

同一入札への参加が制限される場合 【業態調書（工事：様式第9号、業務：様式第6号）関係】

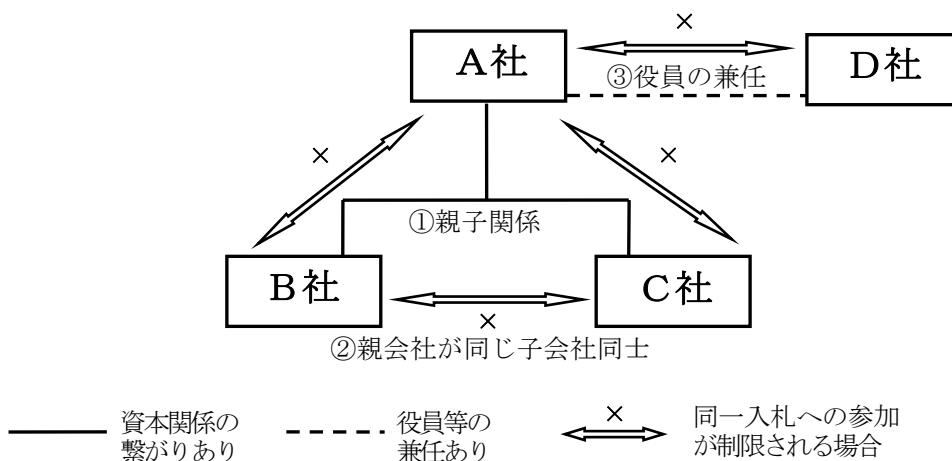
資本関係又は人的関係がある者同士が同一の入札へ参加することについては、公正な入札が阻害されるおそれがあるため、競争確保の観点から入札の参加を制限します。

次の①～③の制限基準に該当する場合は、同一の入札に参加できません。

制限基準

- ①親会社と子会社の二者
- ②親会社と同じくする子会社同士
- ③役員が兼任している会社同士(下記『役員の定義』参照)

※一者を除いて辞退すれば残る一者は参加可能



※ ①、②について、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続を存続中の会社である場合は除く。
③について、会社の一方が更正会社又は再生手続を存続中の会社である場合は除く。

○親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社

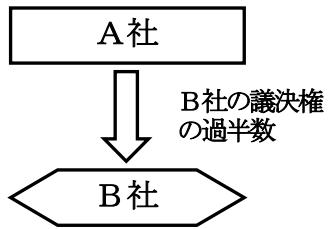
第2条第3号 子会社の定義

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号 親会社の定義

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

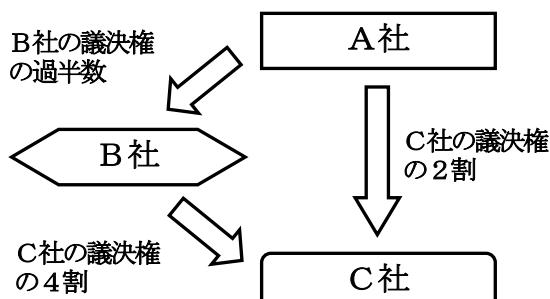
ケース I



A社は、B社の「親会社」
B社は、A社の「子会社」

	親会社	子会社
A社	—	B社
B社	A社	—

ケース II

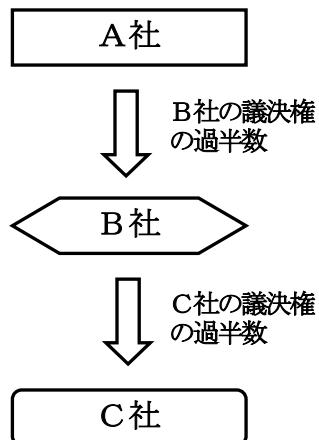


B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社は、C社の議決権の過半数を有することから、

会社法第2条の規定により、
A社は、C社の「親会社」とみなされ、
C社は、A社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

ケース III



B社は、A社の「子会社」であり、
子会社であるB社は、
C社の議決権の過半数を有することから、

会社法第2条の規定により、
A社は、C社の「親会社」とみなされ、
C社は、A社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

○役員の定義

- ・会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ・取締役（ただし、委員会等設置会社の取締役及び社外取締役を除く。）
- ・会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ・委員会等設置会社における執行役又は代表取締役

○入札制限通知について

系列関係を認めた会社については、入札への参加制限があるため、認定に合わせ、個別に通知していましたが、今回の定期申請分から通知を行わないこととします。これまで通り系列関係にある複数の会社が入札に参加した場合、全て無効としますので、ご注意ください。